

第149回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和8年3月2日（月） 13時30分から16時35分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第6・7会議室

3 出席委員：7名中6名

4 概 要：

(1)「mac前田東店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：騒音予測では夜間は10km/h走行により騒音規制基準を下回るが、10km/h走行を周知する看板が場内に1か所しかない。また、その看板が照明から遠く、夜間に見えにくい可能性もあるので、昼間から徐行を周知し、来客に認識してもらえようにした方がよいのではないか。

届出者：対策として、出入口付近の案内看板の道路側に徐行を促す看板を設置し、来店時に10km/h走行を周知できるようにする。また、徐行看板の表示内容を「夜間徐行⑩」から「場内徐行⑩」等に変更し、より10km/h走行を意識してもらえようにする。

委 員：徐行看板は出入口2か所に追加で設置し、計3か所になるということか。

届出者：そうである。

委 員：歩行者・自転車出入口に同出入口を案内する看板は設置するか。

届出者：出入口2横の場内看板1に案内看板を付けたいと思う。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・出入口1及び2に10km/hの徐行を促す看板を設置すること。
- ・出入口2横の歩行者・自転車出入口に同出入口を案内する看板を設置すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2)「クスリのアオキ寒川店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：従業員駐車場は騒音予測がされていないが、20km/h走行ではおそらく基準値を超過することになると思うので、従業員には10km/hないしは8km/hの徐行運転を徹底いただきたい。

届出者：従業員駐車場は当初から徐行による利用を想定しているので、10km/hもしくは8km/hの徐行を指導させていただく。

- 委員：駐輪場の北側や歩行者・自転車出入口の東側はフェンスやブロックが無いので、自転車やバイクが営業時間外に出入りできてしまうのではないかと。
- 届出者：駐輪場の北側は敷地と道路面に段差が無い状態だったと思うので、ここから歩行者・自転車が出入りできるようにしてもよいのではと考えている。ちなみに北側の道路は行き止まりになっており、車両と歩行者・自転車が接触する心配もない。一方で、防犯の点では歩行者・自転車が敷地内に自由に出入りできる状態にならないよう、例えば長尾街道側にフェンスを設置すること等を検討したいと思う。
- 委員：駐輪場の北側に歩行者・自転車出入口を設けるのであれば、そこから店舗出入口まで通路を設定すべきだと思うので、事務局と相談いただきたい。逆に、歩行者・自転車出入口を設けないのであればフェンス等の構造物を設置すべきだと思う。
- 委員：来店経路について、東方面から来る車両は石田東交差点を右折し、県道 141 号を北上した後、どのルートを通って長尾土木事務所前交差点まで来ることになるのか。
- 届出者：県道 141 号を北上すると西へ抜ける道があるので、基本的にはそこを通ってもらうことを想定しているが、正直なところ、店舗周辺には長尾バイパス以外に見通しの良い東西の路線が無く、このような経路設定となっている。
- 委員：計画上やむを得ないところがあるのは分かるものの、無理な迂回ルートだと生活道路への流入が考えられる。来客には生活道路に進入すると近隣に迷惑であるということを強調していただき、他店よりも強めに来退店経路を周知徹底していただきたい。
- 届出者：道が良いという意味では長尾バイパスは 4 車線あるので、状況を見ながらそちらのルートを案内することも考えたい。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いいたします。

- ・従業員駐車場に徐行を促す看板の設置を検討すること。なお、同看板には徐行速度を明記すること。
- ・駐輪場北側に歩行者・自転車出入口の設置を検討すること。あわせて、同出入口と店舗出入口を繋ぐ歩行者・自転車通路の設置を検討すること。
- ・来退店経路について、長尾バイパス（県道 10 号高松長尾大内線）を経由するルートを検討すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(3)「クスリのアオキ大野原店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：来退店経路について迂回する距離が長い上、案内図に経路が示されていない部分があるため、来客車両の生活道路への流入が懸念される。計画では店内に案内看板を設置し、案内チラシの配布も行うとのことなので、想定してい

る来退店経路をすべて明記し、来店の前後において経路の周知を徹底していただきたい。

届出者：経路図に載せる地域を広げ、代表的な経路を明示できるようにする。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)